

1.前文

わたしたちのまち安城市は、先人の開拓者精神により碧海台地に引いた明治用水の豊かな水にはぐぐまれ、「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進地として知られています。また、恵まれた地理的条件から都市化・工業化も進み~~中部経済圏の一翼を担うなど~~、農・工・商バランスのとれたまちとして発展してきました。

わたしたちは、この美しい水とみどり、田園風景、進取の気風や~~共存共栄共同共生~~の精神など、先人が築き、たゆまぬ努力を持って守り育ててきた安城市の誇りや財産を、~~未来~~次代を担う子どもたち~~未来へ~~橋渡しし引き継ぎたいと願っています。~~(〇引き継ぎ、持続可能な社会を目指します。なければなりません。)~~

そのためには、わたしたちひとりひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することが必要です。

わたしたちは、市民が主役の自治の実現を基本理念と掲げ、だれもが幸せに暮らし続けられるまちを築くため、ここに最高規範として、安城市自治基本条例をさだめます。

< あんき会では? >

安城市の「誇り財産」として、全班が挙げたのは「明治用水」もしくは「明治用水の開拓精神・スピリット」です。「碧海台地に引き、荒れ野原を開拓」「農業の先進地となり」「住みよいまちの基盤」「ほ場整備が安城の基盤整備の源」などとセットで提案されています。また、多くの班から「田園風景」「自然環境」「日本デンマーク」などのキーワードも挙げられました。

特徴的だったのは「開拓者精神」「フロンティアスピリット」「進取の気風」「共同共生の精神」「共に働き共に栄える」など安城独自の気質や精神が挙げられたこと。さらに、農業だけでなく「農工商のバランス」がとれたまちとして発展してきたことも多く寄せられました。

前文は「誇り財産をベースにしては? 一番熱い思い入れがある」などの声がある一方で、「過去の歴史に縛られる必要はない」「65%は明治用水を知らない」などの意見もありました。

実現したい地域社会としては、全班から「安全 安心」「住みやすい」「助け合い」「交流」などが提案され、「幸せ」「温もり」「愛」「きずな」「平和」などのキーワードともに「住み続けたい」「子どもから高齢者、外国人まで」「後世の人が安心して住めるよう」などの意見もありました。

とくに、強かったのは「自然」「水とみどり」「農業」「文化」などの「誇り財産」や「農工商バランス」の取れた豊かさを「次世代」「未来」「子どもたち」に「引き継ぎたい」というイメージ。

そのために必要なこととしては、「参画と協働」「自主自立」「能動的自治」「市民が主役」「自助 共助 公助」「役割と責任の分担」など「参加と協働」を軸とした「自治の基本理念を明らかにする」べきだという方向性が感じられる提案が寄せられました。

また、前文の構成について、「部構成に(過去 現在 未来)」や「歴史や自治の取り組み 市のあるべき姿 実現に必要なこと 条例制定の意義や決意」などの提案があり、今回は概ね、その流れに沿って4部形式で構成してみました。

文末の最高規範性については、「条文の中に入れたほうがいい」「議会での同意を得た後に謳おう」という意見もありました。

たたき台から素案へ

「日本デンマーク」農業先進地「中部経済圏の一翼」農・工・商バランスのとれたまち」などの表現の是非が論点となり 上記のような結果が得られました。

「共同共生」については、山崎延吉氏の掲げた理念である「共存共栄」に置き換えました（文化センター内「山崎資料室」展示パネルに掲載されています）。

「環境首都を目指していることを標榜」「美しい景観の創出を」などの提案もありましたが、多くの賛同は得られませんでした。大きな議論になったのは、「環境を守り育てる」「持続可能な社会を目指す」など安城市らしさの一つとして「環境」を入れるべきかどうか。「環境」の定義が曖昧「美辞麗句だけでは伝わらない」という意見や、「前文だから 思い=ラブレター」「曖昧でも謳いたい」などの意見がありました。旗揚では、ほぼ同数だったので括弧書きで併記します。ご検討ください。あんき会では、謳うにしても「環境を守り育てる」とい表現よりも「持続可能な社会を目指す」のほうがイメージが明確なのでは？と 支持が集まりました。

「安城市の誇りや財産」が何かについては、今後審議会、出前講座などのPI 行政、市長、市議会にも問いかけ、検討して頂きたいとの提案も、また、全ての人にその存在自体に意味があり まちづくりの担い手のひとりであることを含めて、助け合いながら協働することが必要」との指摘も、「協働」の主体が定義とややニュアンスが異なるが、敢えてこのままとらことに。

2.目的

この条例は、安城市における自治の基本原則をさだめ、市民、議会および市の執行機関の役割と責務を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し、だれもが幸せに暮らし続けられる自立した地域社会を実現することを目的とします。

< あんき会では？ >

意見を大別すると「条例で定めておきたいこと」と「実現したい地域社会」の2つに整理できます。「定めておきたいこと」は、いずれの班からも「前文の基本理念にのっとり」「自治の基本原則をさだめ」「市民 議会 行政の役割と責務」「チームプレイ」「参加と協働をルール化」などが挙げられました。「実現したい」のは、「市民主体」の「まちづくり」や「市民自治」、「自助 共助 公助」などの助け合い、「安全 安心な住みやすい」「喜びを感じ 暮らし続けたい」「個性豊かで活力のある」「豊かで潤いのある」「一人一人が大切にされる地域社会等」が挙げられました。

とくに、「自治やまちづくりを推進した結果、目指すところ ありたい姿」として市民の幸せの実現「みんなが幸せを感じられるまち」などのイメージが提案されました。ほかに、栗山町の議会基本条例を参考に、「(市は)市民に身近な政府を入れたい」との声も。

たたき台から素案へ

ここでの「だれもが」とは、「幼児から高齢者、ハンディキャップを持っている方を含めてだれもが」と表現していることを明記したいという意見もありました。「幸せ」が抽象的な表現なので、より具体的な表現として「充実したやすらぎと潤いのある暮らしに」との声もありました。

3.用語の定義

<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号にさだめるところによります。</p> <p>(1)市民 市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者<u>または次号に規定する事業者</u>、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。 <small>〔熊谷〕</small></p> <p><u>(2)事業者</u> <u>市内で、事業活動または公益的な活動を行う個人及び団体をいいます。</u></p> <p><u>(3)議会</u> <u>直接選挙で選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関をいいます。</u></p> <p><u>(4)市の執行機関</u> 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、<u>公平委員会</u>、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(それぞれ職員を含みます。)をいいます。</p> <p><u>(5)参加</u> 市政やまちづくりの過程に、市民が主体的に関わり行動することをいいます。</p> <p><u>(6)協働</u> 市民、議会および市の執行機関が、それぞれの役割と責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりをすすめることをいいます。</p> <p><u>(7)まちづくり</u> 市民が幸せに暮らせるまちにしていけるための、あらゆる活動および事業をいいます。</p> <p><u>(8)コミュニティ</u> 町内会など地域の問題を自ら解決することを目的とする集団またはNPOなど活動内容もしくはテーマをおもなつながりとする集団をいいます。 <small>〔日進〕</small></p>
--

< あんき会では? >

ほとんどの班が、用語の定義の検討までは時間が足りなかったようです。1班からの提案をベースにまとめました。その際、「安城市づくり」を「まちづくり」に置き換えました。他班からも「まちづくり」という語には「ハードに偏ったイメージ」「ひっかかる」という意見がありました。

たたき台から素案へ

市民の定義は、後段の「市民の権利」で「個人として尊重」とあるのに団体も含まれるのは矛盾するということで、「事業者」を別に定義しました。但し、両者をあわせて「市民等」とすると「基本的人権」を除くほとんどの箇所で「市民」が「市民等」になり、かえって煩雑で読みにくさを感じる事が判明しました(大東市、文京区などは「市民等」「区民等」となっています)。よって、特出した「事業者」についても「市民」に含める書き方に再修正しました(熊谷市等)。

基本的人権の「個人として尊重」を「人として尊重」と改めます(平塚市も同様)。団体を構成するひとが「人として尊重」されるという意味を含めました。ご検討ください。

また、協働の主体である「議会の定義」を追加しました。「市の執行機関」に「公平委員会」が漏れていたのを追記しました。職員が「市長」という機関の職員」というのは違和感があるとのことから、「(それぞれ職員を含みます)」という括弧書きの言葉は削除しました。

「参加」の「市政やまちづくりをまちづくりに一本化」、「お膳立てされたイメージを払拭するため過程の削除」など提案がありました。基本原則など後段との繋がりを鑑み、残しました。

「コミュニティ」の定義では、「町内会のみ」という意見や「さまざまな『つながり』をコミュニティと呼んでは？」などの提案もありましたが、最終的には「町内会のみでなくNPOなども含む」ということになりました。

「子どもの定義（18歳未満等）」は、「子どもの権利」掲載が合意に至らなかったため、ここでは敢えて定めないとすることになりました。また、住民投票で出てくる「住民の定義」についても、ここで定めなくてもよい」という意見が多く、とくに定めませんでした。

4. 条例の位置づけ

この条例は、安城市における自治の基本をさだめるものであり、市の最高規範です。市民、議会および市の執行機関は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、~~本市における~~他の条例、規則等の制定改廃および運用にあたっては、~~この条例の趣旨を最大限に尊重し~~この条例との整合を図ります。~~らなければなりません。~~

< あんき会では？ >

ほとんどの班から「最高規範としての位置づけを（規範 行動や判断の基準。手本。）」という提案がありました。さらに、他の条例 規則も「この条例を最大限に尊重」し、「体系化」するべきであり「この条例に則した分野別基本条例の制定を」などの意見もありました。

また、この項の記載箇所に関しては、「位置づけは条例の前の方に置く！」見直しは（条文の最後の方で）」という提案があり、今回はそれにしたがってレイアウトしてあります。

たたき台から素案へ

「最高規範」は、ほぼ全員の合意が得られました。国や県に対し「法令の自主解釈権を」との声もありましたが、賛意が得られませんでした。また、文章の「生語」を明確にしました。

「～せねばなりません」など努力義務的じゃない表現を、という意見もあり統一しました。

5. 自治の基本原則

（参加の原則）

市民ひとりひとりが主役の主体となってまちづくりを推進するため、市政に関わる企画立案、実施、評価等のそれぞれの過程各段階において、市民は主体的に参加し、議会および市の執行機関は、市民に多様な参加の場と機会を保障することを原則とします。

（協働の原則）

市民、議会および市の執行機関は、対等なパートナーとして、互いに尊重し、補完しあいながら協働することを原則とします。

（情報共有の原則）

市民、議会および市の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有することを原則とします。

(財政自治の原則)?

市民、議会および市の執行機関は、自立した自治体運営の**を**おこなうため、自らの判断と責任において、財源を確保し、用途を決定する財政自治をおこな**い**原則とします。

~~(環境への配慮)? ? ?~~

~~市民、議会および市の執行機関は、あらゆる面で地球環境に配慮し、バランスのとれた行動をすることを原則とします。~~

< あんき会では? >

すべての班から提案されたのは、「参加の原則」「協働の原則」「情報共有の原則」の3本柱です。「住民自治の原則」「市民が主役」「市民主体のまちづくり市政 地方行政」などの声も多く、それらは「参加の原則」の中に取り込みました。「対等」は「協働の原則」に。

そのほかに、「財政自治の原則」「環境への配慮」が提案され、各班の提案を尊重しつつ、取り上げてみました。可否についてはご議論ください。また、「町内会の活性化」「市民 議会・行政の役割分担」に関するものもありましたが、それぞれ別の項に取り込みました。

たたき台から素案へ

「市民自治の原則」を**し**っかり入れたいとの提案もありましたが、議論の末、入れないことになりました。「財政自治の原則」は、「企業がなくなれば、どうにもできない」「地方財源が増えるだろうから入れたい」「市民が常に考えるべきこととして入れたい」などの意見が出て、旗揚げでもほぼ同数。併記しますので**ご検討**ください。「環境への配慮」は、話し合いの結果、自治の基本原則としては**謳**わないことになりました。ほかに、「公平 平等の原則入れたい」「補完性の原理に基づいて、を強く表現したい」との声もありました。言葉を整理しました。

6.市民の権利

(基本的人権)

市民は、**個人**として尊重され、平和で安全な暮らしのもと自己実現を図り、幸福を追求する**ことができ**ます。**権利を有**します。c坪塚 個人 「人」(市民の定義に団体も含む)

(知る権利)

市民は、市政について、議会および市の執行機関が保有する情報を知る**ことができ**ます。**権利を有**します。

(参加する権利)

市民は、まちづくりの主体として、等しく市政に参加する**ことができ**ます。**権利を有**します。また、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。

(行政サービスを受ける権利)

市民は、公正かつ適正な行政サービスを等しく受ける**ことができ**ます。**権利を有**します。

(こどもの権利)?

こどもは、社会の一員として尊重され、大切にはぐくまれるとともに、それぞれの年齢にふさわしいかたちで、市政に参加する**ことができ**ます。**権利を有**します。

< あんき会では? >

市民の「権利」として、すべての班から提案のあった「参加する権利」「知る権利」「地方自治法で定められている「行政サービスを受ける権利」の3つが柱です。加えて、「意見を表明」「提案する権利」や「基本的人権」も多くの班から出されています。第12回で検討された「これだけは!」では、「子どもの権利を!」という提案があったので、今回入れてみました。

また、次項の「責務」と表裏一体なことから「自治の主体であることを認識」「自覚し、ふさわしい行動をとることを前提に定義」という意見や「市民は権利の行使にあたっては、これを監用してはならない」などの歯止めを設ける提案もありました。ほかに、「学ぶ権利」なども

たたき台から素案へ

「子どもの権利」については、大きな議論となりました。「子どもの頃からまちづくりを考えるといい」という意見や、「将来、安城が良くなっていく」という意見や、「子どもの権利を特出しすると逆に上の4つの権利が子どもにないと言っているみたい」「でも義務は?」などの意見があり、旗揚げでは僅差で「書かない」とらこと。ここでは併記しておきますので、ご検討ください。

また、「学ぶ権利」について、市民主役の自治実現のためには、学ぶ人がいないと育たない。共存のため、学ぶ権利は必要」という提案に対し、「学ぶのは個人の意思によること。とくに邪魔されていないから入れる必要はない」との意見も、話し合いの結果、入れないことになりました。また、文末表現を平易に「権利を有す」から「ことができます」に置き換えました。

7.市民の役割と責務

市民は、この条例の掲げる基本理念を実現するために、自治の担い手としての自覚と責任を持ち、~~互いを尊重し助け合いながら~~まちづくりを推進し、~~だれもが幸せに暮らし続けられる地域社会の実現につとめ~~ます。

市民は、市民憲章に謳われた心構えと理念を尊重し、~~自らなすべきことを考え行動するとともに、その個性および能力を積極的にまちづくりに活かすようつとめ~~ます。

市民は、行政サービスに伴う費用について応分の負担をします。

市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。また、権利の行使にあたっては、公共の福祉、次世代および市の将来に配慮します。

事業者の役割と責務)?

事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、環境に配慮し、安城市のまちづくりに貢献します。

< あんき会では? >

すべての班から「自治の主体」「まちづくりの主役」として「自らの発言と行動に責任を持ち」「行政サービスに伴う費用を負担する」などの意見が出ました。また、「必要な情報は自分で得て」「積極的に」「自らなすべきことを考え行動する」「ルールを守る」市民像も提案されました。また、「市政への参加」の際は「エゴを捨て、全市のことを考える」「投票に行こう!」なども

町内会活動」「地域活動」への参加についても多くの意見がありました。これは「12.コミ

ユニティ」の項に記載します。また、「公共の福祉、次世代の将来への配慮」や「自然環境を守る責務」事業者やコミュニティの責務」などの提案もあったので、案を入れてみました。

たたき台から素案へ

重複を整理しました。「市民」の定義の中には、「事業者」も含まれますので、特出した「事業者」の項目は上の4つとも内容が重複します。削除も含めご検討ください。

8. 議会の役割と責務

議会は、この条例の掲げる基本理念を実現するために、~~にさだめる自治の基本理念にのっとり、その権限を行使するとともに、~~市民や市の執行機関と協働しながら、自治の推進につとめます。

議会は、市の意思決定機関として、市政の監視や政策の立案につとめ、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。

議会は、保有する情報を公開するとともに、市民にわかりやす〈説明し、開かれた議会運営をおこないます。

議員は、つねに自己研鑽につとめ、~~市民の代表として積極的に市民の意向を把握し、~~市民全体のために誠実かつ公正~~公正・誠実~~に職務を遂行することで、まちづくりに貢献します。

< あんき会では？ >

まずは、大元である「条例理念の実現」「基本理念に則り、自治を推進」などの意見がありました。すべての班から提案されたのは、大きく3つ。一つ目は、「市民の意思が市政に反映されるようつとめ」ること。二つ目は、「行政の監視」「意思決定」「政策立案」など本来議会が果たすべき機能、役割をきちんと果たすべき、ということ。三つ目は「開かれた議会」、情報の公開と共有、説明責任につとめること、などです。

さらに、議員は「自己研鑽につとめ」「専門性を職員以上に」「勉強した上で」「政策立案につとめる」「地元だけでなく市民全体を見て」などの要望も多く寄せられました。また、班から「この項はぜひ議員のみなさんで考え提案を」「議会基本条例制定を」との声もありました。

たたき台から素案へ

議会が市の意思決定機関であるならば、住民投票を位置づけることは、議会軽視にならないか？矛盾しているのでは？」との指摘もありました。基本理念の実現」は統一しました。

9. 市長の役割と責務

市長は、市民の信託にこたえ、積極的に市民の意向を把握するとともに、この条例の掲げる基本理念を実現するために、~~を遵守し、本市の自治を推進するため、~~誠実かつ公正に職務を遂行します。

市長は、市の代表者として、自治体経営の方針を明らかにするとともに、その実現に向け、効率的かつ柔軟で迅速な行政運営をおこないます。

市長は、職員の指揮監督を適切におこない、つねに職員の能力向上につとめます。

< あんき会では? >

どの班からも出たのが、条例を遵守し自治を推進すること。そのために、市民の声にしっかりと耳を傾け意向を把握する必要があるとの提案です。また、市の代表者として、「リーダーシップ」を發揮し、市政の方向性「明確なビジョン」を示し、「その遂行度をチェック」という意見もありました。さらに、「効率的な行政運営」を行い、「職員の能力向上」やる気、使命感の醸成を」を図る責務や「マニフェストの公表 評価を」などの指摘がありました。

また、市が出資した団体の役割と責務を定める場所がないため、市長の役割と責務として、出資団体の健全 適正な運営を図るための指導 助言などの役割を規定したい」という提案がありましたので、~~「2.2.出資団体など」という項を設けました。~~議論の末、削除になりました。

たたき台から素案へ

市長の役割として、3つ目の 職員の能力向上までは不要」自治体経営の方針はマニフェストだと思う それによって投票する」などの意見もありました。

10. 職員の役割と責務

職員は、法を遵守し、この条例の掲げる自治の基本理念を実現するために、自らも地域の一人であることを自覚して、積極的にまちづくりを推進します。

職員は、全体の奉仕者として、誠実かつ公正~~公正かつ誠実~~に職務を遂行します。

職員は、つねに自己研鑽につとめ、職務遂行に必要な知識、技能等の向上を図ります。

< あんき会では? >

すべての班から 職員は「法やこの条例を遵守」し市全体の奉仕者」として働くことが挙げられました。また、「地域の一人であることを認識」し、「公正かつ誠実に職務を遂行」することが求められており「柔軟に」「効率的に」働いて「市民と行政の橋渡し役」を果たしてほしいとの期待も寄せられました。また、「スキル向上」「プロ意識」「専門性」などさらなる資質の向上も求められています。1つの班からこの項は「職員の皆さんで考え提案を」との声も

たたき台から素案へ

「地域の一人について、市外在住職員の位置付けは？」地域の行事に積極的に参加する」法の遵守は当たり前なので削除。刑罰の対象です。」などの意見もありました。

11. 市民参加

議会および市の執行機関は、多くの市民が参加できる多様な場や機会を保障するため、~~審議会の委員の公募、意見の公募、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントなど~~その対象となる事案に対し、最も適切かつ効果的と認められる参加の手法を用意します。

~~市の執行機関は、市民からの意見に対して、誠実に応答します。~~

~~市の執行機関は、次に掲げるときは、必ず市民の参加を図ります。~~

~~(1)総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。~~

~~(2)重要な条例、規則を制定し、改正し、廃止するとき。~~

~~(3)事業を選択するとき。~~

~~(4)事業を実施するとき。~~

~~(5)政策評価を実施するとき。~~

市民参加に関して必要な事項は、別に条例でさだめます。

< あんき会では? >

すべての班から「市民参加の機会を保障すること」などが提案され、参加のタイミングとしては「立案、実施、評価の各段階で」重要な条例、規則など制定、改正するときに市民参加」などの意見があり「市民参加のルールを確立」しておくべきだ」という声もありました。

具体的な参加の方法としては、全班から提案された「パブリックコメントをはじめ、審議会に市民公募委員を」「アンケート調査」「ワークショップ」「公聴会」「市民参加による行政、議会、市民の評価制度」「町内会から意見表明できるルールづくり」など多様な参加の方法を「用意することが求められています。市民参画条例を別に定めることとの提案も、参加の対象者としては、「社会的、経済的環境の違いや、国籍、信仰、性別、心身の状況などに差別的取扱いを受けない」「まちづくりの参加に平等の権利を」などの意見がありました。

また、行政は参加で得られた「耳障りなことをネグレクト」せず、「市民からの意見に対して誠実に応答」しなければならないこと。ぎゃくに市民は「自分の考え方が反映されていないから」といって市民の声を聴いていないとは言わない」などの指摘もありました。

たたき台から素案へ

3つ目の「市民参加項目の列記はしたくない」。ここだけ箇条書きは違和感」市民参加に全ての事業の選択や実施を入れたら停滞してしまう」などの意見が多く、旗揚げにおいても、具体的な項目は列記しない」とい結論にいたりました。

列記したい理由としては、「これまでに参加したとき、市の計画が既に決まっていた形式的なものだったから」「しっか市民の声を聞いたうえで施設計画を」などが挙げられました。

また、「(1)総合計画の記述があればよい。重要なことは人それぞれ違う」総合計画の進捗公表、公開とし、作成を広く市民に！」などの意見もありましたがそれだけを例示するのは不自然かつ整合性がないので記載しません。別にさだめる条例で規定されては如何でしょう

自治基本条例の根幹でもある「市民参加」については、「一番大事と考えるので、ピカッとさせたい」という声もあり「もっとしっか議論を重ねながら「(市民参加条例など)別に条例でさだめます、と」条項は必ず入れてほしい」とい意見もありました。

さらに、審議会でも指摘されましたが、あんき会でも生語には、「市の執行機関だけでなく、議会を加えてください」との意見もあり反映しました。

2つ目の「応答」についての項目は、「説明責任」の記述と重複するので割愛しました。

12. コミュニティ

・コミュニティは、自治の担い手として主体的にまちづくりに取り組むようつとめます。
市民は、コミュニティの意義と役割が市民主体の自治の重要な担い手となることを理解認識し、積極的にコミュニティに参加するなど、これを守り育てるようつとめます。
~~・市民は、地域社会の一員として、コミュニティの役割について理解を深め、協力するとともに、積極的にコミュニティへの加入につとめます。~~ 〔欣喜 加入〕
議会および市の執行機関は、コミュニティの自主性および自立性を尊重し、その活動を支援します。
・~~コミュニティの支援~~に関して必要な事項は、別に条例でさだめます。

< あんき会では? >

「コミュニティには大きく分けて、町内会など『地縁による地域自治組織』とNPOなど『テーマや目的によって結束した志縁型の市民活動団体』がありますが、どちらも安城市の市民自治にとって、なくてはならない重要な自治の担い手』であると提案されました。

とくに、ある班から『地縁(ヨコ軸)』と志縁(タテ軸)』の両者を融合しつつ、市民が『どこかでつながりを持つ』ために『会社や学校以外のコミュニティ参加を責務にしては?』という提案もありました。他班でも『町内会を安城市の自治の基本単位』とし、『次世代リーダーを育成』しながら『町内会の民主化』加入率増、活性化』すべきとの意見が多く見られました。

一方、議会や行政は、コミュニティの『役割』を理解・尊重し、支援』するべきで、『財政支援』報奨金制度』など『市民活動を推進するしくみをつくる』などの提案もありました。

たたき台から素案へ

審議会では、町内会などの地縁組織だけならいいが、NPOなども含めたコミュニティへの加入についての記載は難しいのでは? 分けて記載すべき』との指摘もあり、加入ではなく参加といふ表現にして二つの項目を整理しました。町内会については、『町内会連合会や市議会などから提案を』町内会が権利を主張することが心配』(町内会に)参加しろだけでなく、あり方の見直しも含めて考える必要がある』などの意見もありました。市民、議会、市の執行機関だけでなく、コミュニティの役割と責務もあるのでは』との提案もあり、採用しました。また、『地縁と志縁のコミュニティはこれから必要』支援だけでなく、コミュニティに関することを別の条例でさだめるべき』などの指摘もありました。ほかに、『共生』という言葉を入れたい』など。

13. 住民投票

市長は、市政のとくに重要な事項について、直接市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。
~~・住民投票は、市民、議会または市長の発議があったときに実施します。~~
議会および市長は、住民投票の結果を尊重します。~~なければなりません。~~
住民投票の実施に関して必要な事項は、別にoその都度条例でさだめます。

< あんき会では? >

市政の「重要事項」については、市民の意思を確認するための住民投票を行い「市政に関心を」「緊張感の持続」「道具として持っておけば必要な時使える」「重要案件に市民の声を反映できる」などの意見が多くあった一方で、「議会を否定することにならないか」「この条例に入れなくてもいい」という意見もあるなどの声もありました。「投票権」については、「18歳以上の住民」「住民だけでいいのか?」などの提案がありました。発議や投票資格者など詳細な条件については、案件に応じた「個別設置型」か、別に住民投票条例などをさだめる「常設型」にするか意見が分かれました。投票の要件を「この条例に謳う」との声も

投票結果の扱いは、「結果を尊重」し「結果の取扱いをきちんと公表することが大事」など。また、「この条例制定を住民投票でおこなっては?」と提案があったことも付記しておきます。

たたき台から素案へ

あんき会では、「住民投票」掲載の可否をめぐる議論となりました。「使われないという状態が幸せ。議会に対し万が一のための担保・抑止力として」「間接民主主義の欠陥を補うため必要」「そのことだけの諾否が聞けることは大事」など「入れたい」という声が多くありました。

一方、少数ですが「議会をないがしろにしたことにならないか?」「住民投票は簡単にやれない。原発、基地とか大きな問題のとき」「住民投票の結果が絶対に採用されるわけではない。結局、議会で決まるのだから必要ない」など「入れなくてもいい」という意見もありました。

住民投票条例をさだめる「常設型」か、「事案ごとにその都度さだめるべき」かも議論が白熱し、旗揚げでもほぼ同数でした。常設型の理由として「市民が施策について決められる権利として一番大事だと思う」「議会で否決されても手続きにのっとって意思表示できるから」など。

その都度でいいという理由として「必要に応じて年齢などを設定できる」「そのほうが議会の顔も立つ」などの意見。ご検討ください。この条例外で定めるので、「発議」は削除しました。

14. 情報公開 個人情報保護

議会および市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する情報を積極的に市民に公開します。~~なければなりません~~。

議会および市の執行機関は、~~保有する情報の項目一覧を開示し~~、市民の必要とする情報について、適切かつ迅速な提供につとめます。

議会および市の執行機関は、個人の権利権益を守るため、その保有する個人情報を適正に保護します。~~取り扱わなければなりません~~。

< あんき会では? >

「情報公開の必要性」と「個人情報保護の重視」をこの条例の中で「担保すべき」との提案がありました。公開するのは「原則として全て」「個人情報以外」という声も多く、実支出」「市債の推移」「議会審議」「行政文書」「審議会の内容」「政調費の用途」などが挙げられました。

公開の手段として、「ホームページ」「広報」や「開示システム構築」の一方で「情報弱者の救済」という指摘もありました。公開の方法やタイミングについては、まず手持ち情報を知らせる

（請求するものがわからない）」常時閲覧」その都度」迅速かつ容易に」などがありました。

個人情報の保護については、「知る権利を尊重し、個人情報の適正な保護につとめる」が多く、市民は自らに関する個人情報の開示 訂正 削除、利用停止を請求する権利がある」とい意見もありました。

たたき台から素案へ

保有する情報の項目一覧を開示」を入れるかどうか？が論点になりました。入れない派は市民が自ら広報を読み、図書館に行くこと前提としたし、今の情報で十分」どこからどこまで一覧をつくるかによる。求める情報は人によって違う、一覧の作成は膨大な事務量だと思うなどの意見。入れる派からは 情報を引き出すためのポータル（入口・玄関）として入れておきたい」情報公開条例は、自治基本条例から伸びる枝葉だから、こここの記述があってもよい」などの意見が寄せられました。話し合いの結果、「入れない」ということになりました。

15.説明責任

議会および市の執行機関は、政策等の企画立案、実施、評価等のそれぞれの過程において、市民にわかりやすく説明します。~~なければなりません。~~

議会および市の執行機関は、市民からの提案、意見、苦情および要望に対して、~~速やかに~~誠実かつ迅速に応答します。~~なければなりません。~~

< あんき会では？ >

ただ公開するのではなく、わかりやすく「説明」がキーワード。中には「小学5年生でもわかるように」などの意見も、説明する内容については「財政状況および財産の保有状況」政策等の立案 実施または評価」意思決定の内容と過程」市政、条例、不祥事について」議会の説明責任」議員活動」マニフェスト達成率」など多岐にわたりました。

説明のタイミングとしては、「時期を逸さない」「新年度予算案を作成する前に」「市の施設を新たに建設するとき」などが挙げられました。

説明のしかたとしては、「的を得た説明」説明者はPR」「5W 1Hを明確に」「相手の意思・意見を確認できるように」「第三者評価とあわせて」「文書にて」などのほか、「市民意思の反映」のため、「誠実な応答」をすることも求められています。

また、この「説明責任」の項目は、「責務」の項に含めては？との提案もありました。

たたき台から素案へ

議会や市の執行機関だけではなく、委託や協働など新しい公共の担い手として活動する場合には、事業者やコミュニティも説明責任につとめますということを」との提案や、「速やかに」の表現は具体的に3か月、6か月、1年、2年かはっきりしていない」との声もありました。

16. 市政運営 組織

市の執行機関は、この条例の掲げるにさだめる自治の基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行います。

市の執行機関は、最小の経費で最大の効果を挙げるよう市政運営を行います。

市の執行機関は、市民にわかりやすく効率的で機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できる組織体制とします。

< あんき会では？ >

すべての班から「総合計画に基づいた市政運営」が提案されました。総合計画については「総合計画にない事業は原則おこなわない」「現行組織の事業を積み上げた総合計画作成はしない」などの指摘もありました。また、この条例の趣旨にのっとり市政運営を「や」「法令に基づく行政運営を」求める声もありました。

市民に「積極的に情報公開」し、「総合計画の内容や進捗状況のわかりやすい説明を」など「情報公開」「説明責任」に関するものも、ふたたび挙げられましたが、それぞれ 14. と 15. の項に一本化しました。市が関係する特殊法人の事業計画等を毎年報告」は 22. に記載。

さらに、行政組織については、全ての班から「機能的」であると同時に、「効率的」「柔軟」「迅速」に対応できる「わかりやすい組織」であることや、「前例主義を配し改革改善を推進」「新しい知識・知見を持った組織を期待する声」なども寄せられました。

たたき台から素案へ

横断的で柔軟に対応できる組織体制は、立場的につらいか評価できる」コメント中の「前例主義を廃し改革改善を推進」はいい、などの評価が寄せられました。少し整理しました。

17. 行政評価

市の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市民にわかりやすく公表しなければなりません。

市の執行機関は、行政評価にあたっては、第三者機関や、数値を用いた定量的な評価指標をさだめる等客観性の確保につとめます。

市の執行機関は、行政評価に関する結果を、事業の推進、見直し等市政運営に反映します。なければなりません。

< あんき会では？ >

すべての班から「行政評価」の必要性が提案され、評価の方法について、どの班からも「市民参加」や「外部機関」「第三者機関」によって評価すべきだとの意見がありました。

評価にあたっては、「費用対効果」「市民の満足度と不満点」「定量的条件」など「評価メジャーを明確に」しておこなうことが重要との指摘もありました。

また、「結果の取扱い」については、「わかりやすく公表」し「市全体で共有」するとともに、

結果を市政に反映 (PDCA)」「今後の方針を市民とともに検討」などの声も、とくに、低評価であった事業についてはただちに見直し又は中止にすること」などの提案もありました。

たたき台から素案へ

「行政評価に第三者機関は必要」数値を用いた行政評価は評価できる」などの一方で、市民参加のもとにを外したい。この条例が市民参加を謳っているものだから」定量的な評価を行うことは、現実的には大変難しいので外して」など対立する意見も寄せられました。

18.財政運営

市長は、総合計画に基づき、中長期的な財政計画をさだめ、財源の確保とその効率的かつ効果的な運用により、財政の健全性を確保します。最小の経費で最良の行政サービスが提供できるように健全な財政運営を行うものとします。

市長は、予算、決算その他財政に関する事項を市民に公表し、わかりやすく説明します。なければなりません。

< あんき会では？ >

すべての班から「健全な財政運営」を求める声があがりました。そのためには、「安定した財源を確保し、効率的」「効果的に」配分し「活用」することで「最小の経費で最大の効果」を生み出そうというイメージです。また、「総合計画に基いた」「中・長期的」な「財政計画」をつくり「計画的な財政運営を行うことが必要」との指摘もありました。

そして、「財政計画 予算編成 予算執行と決算認定の状況を市民に分かりやすく公表」「リスクがわかるように」といった公表 公開についての声も寄せられました。

このほかに「企業会計の導入」「経営センスの取り込み」「黒字が見込める事業は民間へ」予算が余ったら積み立て」など財政改革に関する提案もありました。

一方で、「費用対効果だけで判断せず、市への貢献度 (ボランティアや環境対策など)も考慮すること (総合的視点で)」「市民が財政運営にも関心をもつ」といった意見もありました。

さらに、「多くの班から「デンパーク」など 出資団体などへの支出と出資団体の財務上の関係を明らかにし、その結果を公表」とい声があったことを付記しておきます (~~22~~)。

たたき台から素案へ

あんき会では、「市政運営と財政運営は整理が必要」「決算書の状況は誰が見てもわかりやすいものであること」などの意見もありました。市政運営と表現の重複を整理しました。

また、審議会では、「何を持って健全財政というのか、言葉で表していくべき」という指摘もありました。

19.連携

市民は、市民が主役の自治を推進するため、~~コミュニティ活動やボランティア活動等を通じ~~市内外の人々と広く交流し、連携するようつとめます。

議会および市の執行機関は~~安城市は~~、共通する課題を解決するため、~~市民市民団体、NPO、事業者、コミュニティ各種団体等~~および他の自治体と連携を図りながら、主体的に行動するものとします。

安城市は、自立した自治体として、国、愛知県および他の自治体と対等かつ必要な協力関係を築きます。

< あんき会では？ >

この項目に関しては、「機関？市民との連携を第一とする」という市民連携の提案から「共通する課題を解決するため、世界・国・県及び関係地方公共団体（JA・JT・JR・JRA・JA等）と互いに連携をはかりながら協力」などグローバルな連携、「他団体・出資団体・農協・企業・NPO・ボランティア etc」町内会、ボランティア団体と連携ができるシステムを確立」など多様な主体とのさまざまなカタチの連携が提案されました。

一方で、「近隣市との足並みを気にしすぎて事業調整するのめどうかと思うなど「横並び」の弊害や、特に町内会、NPOとの連携を密に、下請け扱いしない」という指摘もありました。

さらに、国・県との同等性（対等の立場での調整）など、国・県との関係性を明確にすべきとの意見もありました。ほかに、「根羽村となかよく」目指せ！碧海5市合併」なども

たたき台から素案へ

生語を明確に」との意見があり、2つ目の項目については、「議会および市の執行機関」としました。3つめの主語の「安城市」は、「基礎自治体としての安城市〔~~鷹~~〕」をさせていただきます。

20.条例の見直し

市の執行機関は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに時代の変遷や社会状況に~~応じて~~、この条例が安城市の自治の推進にふさわしいものであり続けているかどうかを検討・検証し、その結果により必要な措置をとります。~~基づいて見直しをおこなうもの~~~~とします。~~ただし、必要が生じた場合は、その都度、見直しをすることができます。市の執行機関は、~~検討および~~見直しに当たっては、市民参加のもとに実施し、市民の意見を聴取するとともに、これを反映します。~~させなければなりません。~~

< あんき会では？ >

条例の理念が守られているか定期的にチェック！」見直し条項は必要。常に市民と伴にある条例」など、すべての班から条例の見直しが提案されましたが、中には「市長の独断で条例が変更されないよう」見直し規定を入れる必要はない」「最高規範だから条例は簡単には変えられない」などの意見もありました。主語は、市の執行機関？市長？ご検討ください。

見直しのタイミングは、「4年」「5年」程度が多く見られましたが、一方で「定期だと機械的に

作業しなければならない」ので、時代の変遷や社会状況に応じて「不具合が発生した場合」市民からの見直し提案があれば」など期限をさだめず、との声も全班から。ご検討ください。

見直しの方法は、「市民ワークショップの実施」「市民からなる検証委員会」「第三者機関」「審議会（ありようを検討）」など市民が参加したチェック機関を設ける提案が多くありました。

期限を設けるかどうか？ 5年か6年か？ チェック機関が検証

たたき台から素案へ

見直しの主語が市の執行機関でよいかが論点になりました。市だけでなく市民など他の主体もとの意見もありましたが、見直しをしようといひ議会提案や市民提案はできるので、市の執行機関で良い」などの意見のように、主語は「市の執行機関」になりました。

見直しのタイミングについて、社会状況に応じてか？ 期限を決めて定期的にか？ が争点になりました。定期的な見直しだと形骸化してしまう」必要性の判断は難しい。期限を設けるべき」などの意見が交わされましたが、期限をさだめて見直す」ことになりました。

その期限は、「5年がよい。4年だと短い。」「6年がよい。市長の2期目の折り返し点に合わせて」などの提案がありましたが、旗揚げトークでは、最終的に「5年」に落ち着きました。

また、「検討」という言葉を「検証」に修正しようといひ提案もあり採用しました。逆に、「検証」は語句がおかしい。検討にもどすべき」との声もありました。

2.1. 推進委員会の設置

（自治基本条例推進委員会の設置）

市の執行機関は、この条例の適切な運用を図るため、（仮称）安城市自治基本条例推進委員会を設置します。

・この委員会の組織および運営に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

< あんき会では？ >

たたき台から素案へ

見直しの方法は、「チェック機関が検証したい」「自治基本条例の推進をチェック、監視する機関がほしい」などの提案があり多くの賛同を得ました。一方で、「どうい評価をするのかがあいまい」「議会や執行機関がやるからなくてよい」などの意見もありました。最終的に、「常に見守ることが大事」など市民が参加する「チェック機関を設ける」とい結論にいたりました。

2.2. 危機管理（追加）

市民は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体および財産を守るため、日頃から適切な防衛策をとるようつとめ ます。 ~~なければなりません。~~

・コミュニティは、関係機関や市の執行機関と協力し、市民地域住民が安心して生活できるような対策に ~~をとるようつとめ~~ ます。 ~~なければなりません。~~

市の執行機関は、これまでの経験と知識を踏まえ、市民の生命、身体および財産を守るため、適切かつ迅速な対応ができる体制を確立するとともに、市民の自助努力を支援し、関係機関、市民との連携、協力につとめ ます。 ~~なければなりません。~~

< あんき会では? >

安城市の自治基本条例としてさだめておきたいテーマとして、「防災」や「危機管理」が提案されました。ここでは、危機管理についてのたたき台を提示しておきます。ご検討ください。

たたき台から素案へ

この項目の追加の可否が論点となりました。「書かないとできないことなのか?書いてあっても何もできず自助努力が足りないと言われてしまうのでは」「いざという時の実効性が疑問」などの意見もありましたが、「重要なことから入れるべき」「いざという時の備えのために危機管理は残す」などの意見が圧倒的に多く、入れておくことになりました。自治基本にタネを入れておくべき、安城らしさとなるので入れておくべきなどの声もありました。

文末表現は、「～せねばなりません」という表現について罰則はないので義務形はおかしい」とい指摘もあり「～ます」に修正しました。全文を通して、統一のルールとしました。

また、「議会の役割として、危機管理に関する市政の監視や政策の立案などの役割も加えて」という提案がありました。

~~2.3.出資団体など(追加)~~

~~市の執行機関は、市が出資し、職員を派遣し、公の施設の管理を委ねている団体などの団体(以下「出資団体など」といいます。)に関し、市との関係と出資団体などの経営状況などに関して資料を作成し、毎年度、公表しなければなりません。~~
~~市の執行機関は、出資団体などへの支出などの市と出資団体などの財務上の関係を明らかにし、その内容を公表しなければなりません。~~
~~市の執行機関は、出資団体などの経営と市との関係について評価を行い、その結果を公表しなければなりません。~~

< あんき会では? >

「9.市長の役割と責務」「16.市政運営 組織」「18.財政運営」などの検討時に、各班から出された意見の中に「出資団体」に関するものが多くありましたので、たたき台を提示します。ご検討ください。挿入するなら18.の後くらいでしょうか。

たたき台から素案へ

この項目の追加の可否が論点となりました。「生々しい」「追加しない自治基本条例に関係あるの?」という意見や「入れないと本来の自治基本条例にならないと思う」「項目としてはいらぬが一文は欲しい」などの意見を交わし、最終的に「入れない」という結論になりました。

「入れたい」と理由としては、「項目として入っていれば市民から色々な声があがってくるので」「権力者は(出資団体のような)組織つくりたがるから、チェックが必要」などがありましたので、付記しておきます。

24.その他

「その他」として、安城ならではのテーマは？」と伺ったところ、「水とみどり」など「環境都市」「環境首都」「環境保全と創造」など「環境」に関するものが最も多く寄せられました。これらは、今のところ「5.自治の基本原則」「7.市民の役割と責務」などで少し謳っております。あとは、「前文」に挿入するか、もしくは「6.市民の権利」のなかで「環境権」として謳うなどの方法もあります。必要があれば、ご検討ください。

また、「公の結婚相談所を」とらご提案も何度か頂きましたが、安城市の自治の基本的な考え方を示すこの条例の中で謳うべきかどうか明確な根拠が得られず、今は掲載しておりません。賞罰規程を」とのご意見も頂きましたが、あえて設けていません。罰則は、個別具体的な行為の違反をとらえて適用されるもので、本条例は自治の基本ルールを定めた条例であることから、罰則はなじまないと考えたからです。

たたき台から素案へ

あんき会での話し合いでは、以下の「視点」を大切にしました。

自治の「基本」に関わる要素であるかどうか？

市民みんなで「共有」「わかちあい」ができそうなものかどうか？

条例としての作法も守りつつ、できるだけ「わかりやすい」表現に

安城に本当にあるものだけが、「個性」「らしさ」として表れる

「あたりまえ」でも本当に大切なものは共有したほうがよい

「環境」については、「前文（併記）」に少しニュアンスが盛り込まれていることと「市民の役割と責務」ぐらいで、「自治の基本原則」からは削除となりました。

また、「子どもの権利（併記）」についても、あんき会では「特出ししない」とい意見のほうが僅かだけ多く、掲載の可否については今後の検討に期待したいと思います。

条例全体を通して、「できるだけわかりやすく」「すっきりシンプルに」とい意見も数多く寄せられました。一方で、「条例としての作法を守る」「条文として書ける文言には限界がある」とい意見もありました。

また、これまでの分科会ワーキングでの検討がベースになっているので、全体を通して見たときに矛盾が生じないよう整合を図ること「整合性は専門家に任せたい」などの指摘も

PTでは、「中学生、高校生、大学生の意見も聞きたい」「大人にはない良い意見がある」今後、素案について学生から意見をもらおう「新たな視点から気づかなかったことが見えてくるかも」などの意見もありました。

さらに、検討段階での少数意見やコメント欄について、「できるだけ何らかの表示をしたい」「付帯意見等としての対応なども一手」「このコメントにそが安城らしさを一番表現しているところ。これまでの検討の成果」「今後の検討においても、素案たたき台がどのように修正されたのか経緯を公開していただきたい」とい提案もありました。

以上